

平成 21 年

No. 2 2

2009. 11

# くらしき 農業委員会だより

## ストップ！耕作放棄地



### 主な内容 CONTENTS

- |                    |  |     |
|--------------------|--|-----|
| ■ 耕作放棄地を解消しましょう！   | 増える耕作放棄地／農地の利用について考えてみませんか／農地パトロールを実施します                         | 2   |
| ■ お尋ねします           | 皆さんの農地利用に関する意向についてお聞かせください／農作業の請負ができる方を募集します                     | 3   |
| ■ 農地制度が変わります！      | 改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします／相続税納税猶予制度の見直しについて                    | 4   |
| ■ 農業者年金加入者に聞きました   | 農業者年金に加入しませんか？／農業委員会委員選挙人名簿／全国農業新聞・全国農業図書購読案内                    | 5   |
| ■ 農業委員活動紹介         | こんな活動もしています！／農業委員選任について／平成 21 年度事業計画                             | 6-7 |
| ■ 市長への建議・認定農業者の輪など | 市街化区域内農地の固定資産税高額負担軽減について建議しました／認定農業者の輪～認定農業者を募集しています／農地移動状況／編集後記 | 8   |

# 耕作放棄地を解消しましょう！



農地は、農業生産・経営が展開される基礎的な資源です。農地を確保し、その有効利用を図ることは、食料自給力を強化する上で必要不可欠です。

倉敷市では耕地面積が10年前と比べると、約6割の水準にまで減少するとともに、農業従事者の減少や耕作放棄地の面積拡大が進んでいます。



## 増える耕作放棄地

岡山県内の耕作放棄地は、2005年（平成17年）農林業センサスによると、面積は1万517ha、面積率は16.7%（全国平均9.6%）となっており、20年前の昭和60年と比較すると、面積は2.2倍、面積率は10.9ポイントと大きく増加しています。

また、倉敷市農業委員会が平成20年に調査した耕作放棄地全体調査では、田119ha、畑14ha、合計133haの耕作放棄地がありました。



この面積は、10アール当たりの米の収量552kg（平成20年12月農林水産統計調べ）から計算してみると、約6千500tを越える米が生産できていないことになります。

また、これは市民一人が年間60kgの米を消費するとして、約10万9千人の食糧に相当します。



## 農地の利用について考えてみませんか。

平成21年に改正された農地法では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」（第2条の2）という規定が新たに設けられています。



今までの法律では、農地を売買する時や貸し借りをする時に、農地を効率的に利用できるかどうかを判断する規定しかありませんでしたが、今回の法改正により、農地の売買のみならず、農地を相続した場合でも、農地を所有又は耕作する人は、農地の適正利用に対し、責任を負うようになります。

## 安心して貸し借りできますー利用権

しかし、農地を相続したものの、住所が遠方で耕作ができないとか、高齢で耕作ができないなど、いろんな事情で耕作ができない人もいます。

農地の貸借については、安心して貸し借りすることができる利用権設定など方法がありますので、「耕作ができない！」という方は、農業委員会までぜひ、ご相談ください。



## 農地パトロールを実施します。

農業委員会では今年度も市内の農地パトロールを行い、耕作放棄地の現地調査を実施します。

みなさまのお近くの農地を調査する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

# お尋ねします

「みなさまからの  
情報をお待ちしてい  
ます。」

■お問い合わせ先  
▶本庁農業委員会  
事務局 〒710-8565  
倉敷市西中新田 640 番地  
☎ 426-3895  
FAX 421-2400  
ホームページ  
<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/>  
Eメール  
comagr@city.kurashiki.okayama.jp

▶児島支所児島駐在  
☎ 473-4374

▶玉島支所玉島駐在  
☎ 522-8126

▶真備支所真備駐在  
☎ 698-5042

▶庄支所  
☎ 462-1212

▶茶屋町支所  
☎ 428-0001

▶船穂支所  
☎ 552-5110



## 皆さんの農地利用に関する意向について お聞かせください。

### 農地利用意向調査の実施について

農業委員会では、市内農地の有効活用を図るため、今後の農地の利用方針や農業経営に関するお考えについての情報を求めています。

・農地を規模拡大して農業所得を増やしたい。

・労力不足で農業ができないので、誰か耕作をして欲しい。

・相続したが通作ができないので、農地を購入して欲しい。…など、

さまざまなご意見を農業委員会事務局までお届けください。

なお、いただいたご意見は、倉敷市個人情報保護条例に基づき管理しますが、ご希望があれば、売買や貸借を希望する農地として情報提供に供します。

### ◆対象となる方…倉敷市内の市街

化調整区域内の農地を所有する（相続未了で管理している場合を含む）方、または耕作している方。

□ご意見の提出方法…別紙の「農地

利用に関する意向調査票」をご記入のうえ、持参、郵送、Eメール、またはFAXでお願いします。なお、農地利用に関する意向調査票は農業委員会ホームページからダウンロードすることもできます。

お問い合わせ…

本庁農業委員会事務局（〒710-8565 倉敷市西中新田640）  
☎ 426-3895、FAX

421-2400、農業委員会ホームページ  
<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/>

Eメール  
comagr@city.kurashiki.okayama.jp

### 耕作放棄地の利用に関する意向調査を実施します。

上記の農地利用意向調査とは別に、お近くの地元農業委員が耕作放棄地の利用に関する意向調査にお伺いします。この意向調査の結果により耕作放棄地解消に向けた取り組みを考えていきます。

◆対象となる方…農業委員会が調査した市街化調整区域内の耕作放棄状態にある農地を所有している方、または管理・耕作している方。

□調査時期…平成21年11月から12月まで。

□調査方法…地元農業委員が直接

ご自宅にお伺いするか、電話で耕作放棄地状態にある農地の利用に関するお考えについてお尋ねいたします。なお、農業委員は農業委員会委員であることを証する身分証明証を携帯しています。



## 農作業の請負ができる 方を募集します。

農家の働き手が疾病等で農作業に従事できない場合など、「農作業を請負ってくれる人がいたら…」と考える方も少なくないと思います。

そこで、農業委員会では農作業の受託をできる方を募集します。

◆対象となる方…倉敷市及び周辺で農作業受託を行っている方。

□提出方法…別紙の「農作業受託登録票」をご記入のうえ、持参、郵送、Eメール、またはFAXでお願いします。なお、農作業受託登録票は農業委員会ホームページからダウンロードすることもできます。

■ご注意…農作業受託登録票をご提出いただいた方の情報は、農作業受託登録者名簿に登録し、農作業の委託を希望する方に対し情報提供いたします。なお、受委託作業料金については、受委託される当事者が話し合いにより決めることとし、農業委員会ではその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

# 農地制度が変わります！

平成 21 年 6 月 24 日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21 年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。

改正のポイントは・・・

## 農地を貸し付けたいんだけど・・・

### 農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。
- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸し付け等を行う事業が新設されます。

## 耕作しないでいると・・・

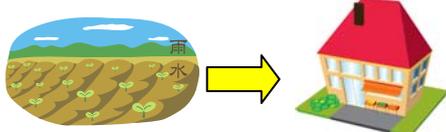
### 遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年 1 回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

## 許可なく転用してしまうと・・・

### 違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



## 農地を相続する場合は・・・

### 農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10 万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。

## 標準小作料制度が廃止され、新たな貸借料情報の提供を行います。

- 改正農地法施行後は従来の標準小作料制度が廃止され、新たに農業委員会が過去 1 年間に実際に締結された賃貸借契約の貸借料に関するデータにより、貸借料情報を提供することになります。
- 具体的には作目ごとの平均額、最高額、最低額、データ数を貸借料情報として提供します。
- なお、利用期間中における借賃を「標準小作料」としている契約の借賃については、施行日以降効力がなくなります。該当する方は来年度以降の貸借料を契約当事者間で決めてください。

新たな貸借料情報は別にお知らせいたします。

## 市街化調整区域の農地

	現 行	改 正 後
継続期間	相続税の申告期限の翌日から 20 年間	農業相続人の死亡の日まで
貸し付けた場合	相続人が自ら営農をしなければならない ○ 猶予期間中に農地を貸し付けた場合、貸し付けた農地に対する猶予税額を納付（貸し付けた面積が 20% を超えた場合は、猶予税額の全額を納付） ○ 身体障がいなどにより営農できなくなって農地を貸し付けた場合、猶予税額の全額を納付	農地を貸し付けても納税猶予は継続 ○ 農業経営基盤強化促進法に基づく事業（※）による貸し付け ○ 身体障がいなどにより営農が困難になった場合による貸し付け ☆ 農業経営基盤強化促進法に基づく事業（※）により既に貸し付けられている農地について、新たに相続が発生した場合も納税猶予の対象になります。
譲渡等した場合	○ 猶予面積の 20% を超えて農地を譲渡（取用交換等を除く）した場合には、猶予税額の全額を納付	○ 農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法に基づく事業（※）により譲渡した場合は、猶予面積の 20% を超えても猶予は継続（譲渡部分についての猶予税額を納付）
利子税	○ 猶予が打ち切られた場合は、猶予税額 + 利子税（4.0%）を納付（日銀基準割引率 0.5% の場合）	○ 猶予税額の納付に伴う利子税を軽減 4.0% → 2.2%（日銀基準割引率 0.5% の場合）

（※）利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業による貸し付けをいいます。

## 市街化区域内の農地

相続税の申告期限の翌日から 20 年間営農により猶予税額免除

現行どおり

+

身体障がいなどにより自ら営農が困難となった場合は、適用農地の貸し付けが可能

都市計画制度の見直しを踏まえて、今後必要な見直しを検討することとされています。

相続税納税猶予制度が改正され、農地法が施行された日以降に相続が開始されたものから適用されます。なお、市街化調整区域内農地で既に特例を受けている人は、自らが農業経営をする場合は、申告期限から 20 年間で免除確定になります。（貸し付けた場合は、改正後の取り扱いと同様になります。）

相続税納税猶予制度の見直しについて



# 農業者年金加入者に聞きました



農業者年金は平成14年から積立方式に変更されました。

新制度になって加入されたお二人を訪問し、お話をお伺いしました。



中島にお住まいの  
塩津富美枝さん

ご夫婦で、お米づく  
りと野菜作りに精  
を出されています。

J Aかさやの農業者年金のPR記事を見て加入を決めました。

義父が旧制度に加入していますので、農業者年金のことは知っていました。

やはり今後のことを考えると、国民年金だけでは不安になり、加入しました。

投資信託とかの話もありますが、素人なのでわかりませんし、何より農業者年金は80歳まで保証されていますし、社会保険料控除の対象になるということが一番の決め手でした。

自分で掛けたものを取り返すという感じでしょうか。



玉島八島にお住まいの  
難波 篤司さん

会社勤めから一転、  
桃の専作をされています。  
値段をつけて  
販売されています。  
今年10月矢野賞を  
受賞されました。

後継者クラブの会合等でパンフレットをもらったり、説明を受けましたが、そのときには余裕がありませんでした。

国民年金だけでは不安になり、そろそろ「個人年金を」と考えたとき、認定農業者には保険料の補助があるということで、農業者年金の加入を決めました。

補助も年齢によって変わるので、今ではもっと早くから入っておけばよかったなあと思っています。  
これだけは言いたい。

## 農業者年金に加入しませんか？

国民年金第1号被保険者で  
年間60日以上農業に従事する  
20歳から60歳未満の方なら  
どなたでも加入できます。

## 老後生活への備えは大丈夫ですか？

年金は家族一人ひとりについて  
準備することが大切です。  
国民年金の上乗せ年金として  
農業者年金考えてみませんか？

農業者年金は、  
若いときから  
入っておく  
べきです！

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請していますか？

農業委員会委員の選挙人名簿は、選挙権のある人の申請により毎年作成されます。該当する人は必ず申請してください。

◆対象：市内に住所を有し、平成22年4月1日までに生まれた人で、平成22年1月1日現在の次のいずれかに該当する人

① 10㎡以上の農地について耕作を営む人

② ①の同居親族・配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

③ 10㎡以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員または社員、株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

□申請方法：前年度登載者あてに12月中旬ごろ郵送または農家組合長を通じて登載申請書が配布されます。1月8日(金)までに農業委員会事務局、各支所または農協へ提出してください。なお、登載申請書が届かない人はお問い合わせをお願いします。

問い合わせ先：本庁農業委員会事務局 ☎426・3895、本庁選挙管理委員会事務局 ☎426・3875



## 全国農業新聞

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。  
全国農業新聞のホームページ：  
<http://www.nca.or.jp/shinbun/index.php>

全国農業新聞を購読してみませんか  
(毎週金曜日発行  
B3版8~10頁建  
購読料：月600円  
[送料、税込み])

## 全国農業図書

町の本屋さんでは売っていません！！

農地や農業経営、農政などに関する実務書や解説書、リーフレットをはじめ、農業を始めたい人、農業や食に関心を持つ人のための書籍などを取り揃えております。

全国農業図書のホームページ：  
<http://www.nca.or.jp/toshoh/>

お申し込みまたは、見本紙を見てみたいという方は農業委員会事務局までお気軽にご連絡下さい。



石原健平委員(藤戸)

倉敷市藤戸地区。藤戸寺からほど近いこの地で食育への取り組みをされている石原健平委員。きっかけはご自宅近くの池から水溜りへ上ってくるザリガニについてお孫さんが書いた作文「ザリガニがいる秘密の場所」でした。以来10年、地元の小学生を中心に食育活動をされています。



この日は天城小学校3年生18名が総合学習の授業で訪れていました。案内されたブドウハウスの中でブドウ作りの大変なところや果物の収穫時期などを熱心に質問する生徒たち。

時折り「すご〜い！」と驚きの声。今が旬のピワを試食させていただいた子どもたちは大満足。マスカットやナシも見学して授業が終了しました。「果物の事を教えてくださってありがとうございました。」と子どもたちの笑顔が印象的でした。子供たちとのふれあいが活力の源なのでしょう。

ブドウ、ピワ、ミカン、ナシなど約100本を栽培。まさに果物パラダイス！その全てが自家消費というから驚きです。



第1回

芒種

農業委員活動紹介  
こんな活動もしています！

倉敷市福田・連島地区は岡山県南を代表するショウガの産地です。砂地のためショウガの栽培に適しているそうです。

取材に訪れたのは7月中旬。17歳からショウガ栽培をされている石井一夫委員の連島町鶴新田のほ場です。収穫間近のショウガがあると案内されたハウスには1.5mほどの背丈で青々とした笹のような葉が生い茂っていました。これがショウガ？恥ずかしながら初めて生えているところを拝見しました。掘っていただいたショウガは爽やかな香りが漂い、大きな株でした。ハウスには地中にパイプを通して50℃の温水を流す「地中加温」これにより経費を通常の半額に抑えているそうですが、農地が市街化区域にあるため、固定資産税の負担が大きいのが悩みの種だそうです。現在はお子さんが主でされており、奥さんと共に家族経営をされています。また、平成19年には「くらしき農業塾」で講師をされるなど担い手の育成にも貢献されています。



石井一夫委員(水島)



数ヶ月



農業者の代表として農地を守り、有効利用するため広範な役割を担っている農業委員の日頃の活動をシリーズでご紹介します。





三宅恵士委員(真備)



ヨイショツ!!と掘り出された  
たけのこは奥様が運搬

倉敷市北部に位置する真備地区を代表する特産物と言えば「たけのこ」、「まびのたけのこ」として倉敷ブランドにも認定されています。取材に訪れたのはたけのこの最盛期の4月下旬。  
三宅恵士委員が所有されている 6,000 m<sup>2</sup>のよく整備された竹林には心地よい風が吹いていました。  
「つき」という道具を使い、いとも簡単そうに掘り出されていきます。以前たけのこ掘りを体験したことがありますが「つき」を使いこなすのは難しく、斜面に生えているたけのこを掘る作業はとても重労働でした。最盛期には午前中3時間で1,000 m<sup>2</sup> (1反) が作業の限度とおっしゃいます。季節労働ですが、若い力の必要性を感じました。収穫後たけのこは箱詰めされ、その日のうちに出荷されます。ご自身も所属されている、たけのこ生産組合では理事をされており、毎年4月には「筍まつり」を開催するなど、たけのこの振興に貢献されています。  
この時期真備の沿道では朝掘り・ゆでと書かれた看板を立てたテントでたけのこを販売しています。  
箭田のたけのこは色白でやわらかいと評判です。



今年度新たに農業委員に  
なられた方をご紹介します。

市議会推薦委員

平成21年2月5日選任されました。



眞田 護  
農 政



難波 朋裕  
農 地



原田 龍五  
農 地



矢野 秀典  
農 政

農業協同組合推薦委員  
平成21年6月30日選任されました。



岡山西 雅之  
大山 雅之  
農 地

平成21年度農業委員会事業計画を  
決定しました。

農業委員会が主催する会議等

- ① 総会 定期総会は毎年度1回開催
- ② 農地部会 毎月1回開催
- ③ 農政部会 毎年度1回以上開催
- ④ 地区協議会 毎月1回開催
- ⑤ 各担当地区の農地パトロール
- ⑥ 農業委員活動の検討、学習会
- ⑦ 認定農業者の掘り起こし
- ⑧ 運営委員会
- ⑨ 和解の仲介

倉敷市農業委員会が計画する研修・事業等

- ① 先進地視察研修
- ② 耕作放棄地解消対策、農業委員会活動等
- ③ 耕作放棄地対策事業
- ④ 農地パトロール(年1回実施)
- ⑤ 利用権設定(年間目標80(七))
- ⑥ 農地利用意向調査の実施
- ⑦ 農業者年金加入推進事業
- ⑧ 目標：5名確保
- ⑧ 個別訪問による加入推進
- ⑨ 情報提供活動
- ⑩ 農業及び農業者に関する情報提供事業(農業委員会法第6条第2項第5号)
- ⑪ 農業委員会だより発行事業
- ⑫ 全国農業新聞普及事業
- ⑬ 全国農業図書普及事業
- ⑭ 農地相談事業
- ⑮ 農地に関する相談について、農業委員が各支所及び出先機関に出向し、直接相談に応じる。
- ⑯ 農業委員選挙人名簿登録申請書審査

# 認定農業者の輪

このコーナーはリレー形式で認定農業者をご紹介します。



**松尾 博之さん（市内新田）**

松尾さんは倉敷市役所本庁舎近くのハウスで施設花き専作・販売をされています。

**【主な栽培品種は？】**

カーネーションとキンギョソウです。

**【認定農業者にはいつから？】**

20歳頃から本格的に農業を始め、平成12年に認定農業者になりました。

**【認定農業者になって良かった点は？】**

認定農業者制度により「認められている」という自負ができたことと、税金等セミナーの案内をいただき、情報を入手する機会が増えたことです。

**【経営で工夫している点は？】**

市場出荷以外にJAの朝市に出荷しています。またハウスのビニールを5~10年使用できる耐久性のあるものを多く使用しています。

**【認定農業者の支援策で望むことは？】**

「自分で直接販売をしたい」と考えているのですが、そのためのノウハウを学べるセミナーが受講できるといいなあと考えています。

**【ズバリこれが言いたいということとは？】**

農地が市街化区域内なので、固定資産税の高額負担が悩みのタネです。近所で農業をしているのもうちだけになっていると思います。農業ができるような税負担にさせていただけるといいなあと思います。

**倉敷市では認定農業者を募集しています。**

「倉敷市農業経営基本構想」に適合した（年間農業所得500万円程度、年間労働時間1900時間程度等）農業経営改善計画であれば、性別、年齢、専業・兼業の別、営農の種類を問わず認定を受けることが可能です。なお、水稻を作付されている方は、生産調整に取り組む必要があります。認定農業者には、機械設備などの低利資金の融資、経営相談・研修などの支援策があります。

■ 詳しいことは市農林水産課 ☎426-3425へ

♪次号No.23は松尾さんからご紹介いただいた方をご紹介します予定です。

伊東市長に建議書・要望書を手渡す石原農政部長と農業委員会役員並びに議会推薦委員



**市街化区域内農地の固定資産税高額負担に対する軽減について倉敷市長へ建議しました。**

農業委員会では、平成21年10月7日に農政部会（部会長石原健平委員）を開催し、市街化区域内農地の固定資産税高額負担に対する軽減について建議することを決定し、同日倉敷市長に対し、建議書を手渡しました。

内容は、「①10ヶ当たりの固定資産税額が10万円を超えるような田では、収入から必要経費を支払うと税金分にも満たないため、農業経営が成り立たない。これは農地法等の改

また、建議とあわせて新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備等の要望を行いました。これは農地法等の改

立つような課税方法に改めて欲しい。②農地は農業生産機能のほか、環境保全、大雨時の保水能力の確保など防災機能も有している。このような農地の多面的機能を考慮して農地が維持できるような税負担を考慮して欲しい。」というもの。

正に伴い、農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質量ともに増大するため、農業委員会への活動に対する支援と体制整備を要望したものです。これに対し、伊東市長は、「法律ができてから、かなりの年数が経っており、また、農業関係の制度全般の問題もあり、固定資産税の問題はすぐに答えをとるのは難しいものがあります。農業委員会から引き続き関係方面への働きかけをしていただければと思います。」と話されました。

## 編集後記

くらしき農業委員会だよりのレイアウトをリニューアルしました。いかがだったでしょうか。皆さんのご意見をお待ちしています。なお、本紙の印刷は身体障がい者授産施設くれたけ荘にお願いしました。

**編集委員**

池田義朗 貝原良幸 木村敏雄  
花巻修二 藤原末廣 堀 幹宏  
光田 稔 三宅恵士

### 農地の移動状況について

平成20年及び平成19年の管内農地の移動状況は以下のとおりです。（単位：a）

種別	第3条		第4条		第5条		第20条	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成20年	257	2,920	380	1,958	991	4,217	112	1,193
平成19年	285	3,022	345	1,777	999	4,727	124	1,200
増減	△28	△102	35	181	△8	△510	△12	△7

※ 第3条は耕作目的の農地の権利移動、第4条は農地の自己転用、第5条は農地転用するための農地の権利移動、第20条は賃貸借解約